

富岡町医療従事者等人材確保支援金事業

令和 7 年 4 月 1 日以降に、富岡町内の医療機関等に採用された方で、対象要件に該当し所定の期間勤務を継続した場合、人材確保支援金を交付します。

1. 対象になる方

令和 7 年 4 月 1 日以降に町内の医療機関等に新たに採用され、医療サービスに従事する次に掲げる有資格者又は医療従事者。

- (1) 常勤職員 1 週間あたりの所定労働時間が 32 時間以上の者
- (2) 非常勤職員 1 週間あたりの所定労働時間が 20 時間以上 32 時間未満の者

- ※ 医療機関等…病院、診療所、歯科診療所、薬局
- ※ 町内の他の医療機関等からの転職は対象外となります。
- ※ 申請日時点で就労を継続している方が対象となります。

○有資格者の要件

- ・医師
- ・歯科医師
- ・看護師等（看護師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師（エックス線技師を含む）、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、その他町長が認める公的資格）

○医療従事者の要件

診療業務において医師、歯科医師、看護師等の業務を補助する者又は診療所の運営に係る事務を取り扱う者であって、医療機関等の業務に従事する者として町長が認めた者。

2. 交付対象にならない方

- (1) 過去に富岡町医療従事者等人材確保支援金の交付を受けた方
- (2) 過去に富岡町介護人材定着支援金の交付を受けた方
- (3) 市町村税の滞納がある方
- (4) 町内の医療機関等の間で転職した方
- (5) 過去に町内医療機関等に勤務していた方で、その退職後 3 年を経過していない方
- (6) 地方公務員の方

3. 支援金の区分・金額

下記の期間以上勤務を継続された場合、各期間満了後にそれぞれ下記に定める支援金を交付します。

○医師

区分	期間	常勤職員	非常勤職員
6 か月支援金	6 か月以上勤務を継続	500,000 円	250,000 円
18 か月支援金	18 か月以上勤務を継続	1,000,000 円	500,000 円
30 か月支援金	30 か月以上勤務を継続	1,000,000 円	500,000 円
42 か月支援金	42 か月以上勤務を継続	1,000,000 円	500,000 円
54 か月支援金	54 か月以上勤務を継続	1,000,000 円	500,000 円
66 か月支援金	66 か月以上勤務を継続	1,000,000 円	500,000 円

○歯科医師

区分	期間	常勤職員	非常勤職員
6 か月支援金	6 か月以上勤務を継続	250,000 円	125,000 円
18 か月支援金	18 か月以上勤務を継続	500,000 円	250,000 円
30 か月支援金	30 か月以上勤務を継続	500,000 円	250,000 円
42 か月支援金	42 か月以上勤務を継続	500,000 円	250,000 円
54 か月支援金	54 か月以上勤務を継続	500,000 円	250,000 円
66 か月支援金	66 か月以上勤務を継続	500,000 円	250,000 円

○看護師等・医療従事者等

区分	期間	常勤職員	非常勤職員
6 か月支援金	6 か月以上勤務を継続	50,000 円	25,000 円
18 か月支援金	18 か月以上勤務を継続	100,000 円	50,000 円
30 か月支援金	30 か月以上勤務を継続	100,000 円	50,000 円
42 か月支援金	42 か月以上勤務を継続	100,000 円	50,000 円
54 か月支援金	54 か月以上勤務を継続	100,000 円	50,000 円
66 か月支援金	66 か月以上勤務を継続	100,000 円	50,000 円

※ 月に出勤すべき日数の半分以上休職、欠勤した場合は、その月は勤務期間に含めません。

※ 非常勤職員として人材確保支援金の交付を受けた方が常勤職員として雇用された場合は、非常勤職員として支給要件を満たした日を起算日とし、非常勤職員として勤務した期間を算入したうえで、交付を受けていない区分にかかる人材確保支援金の対象となります。

4. 申請方法

下記の書類を、支援金の要件に該当した日の翌日から起算して6か月以内に、富岡町役場 健康づくり課に提出してください。

不備がなければ、申請後1か月程度で指定口座に振り込みます。

- (1) 富岡町医療従事者等人材確保支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (3) 所有資格を証する書類の写し
- (4) 就労証明書（様式第3号）
- (5) 市町村民税の納税証明書

※町が保管する公簿等により確認できる場合は添付不要

5. お問合わせ先

富岡町役場 健康づくり課 健康づくり係

電話 0240-22-2111（代表）